

袋井市空き店舗対策事業補助金 をご利用ください！

補助対象となるエリアや業種が
拡大されました！



**中心市街地等の空き店舗に出店される方に、
店舗改装費や家賃の一部を補助します！**

改装工事などを開始する前に、必ずご相談ください！

空き店舗とは？

中心市街地等（裏面地図参照）にあり、お店や事務所として使用されていた施設で、1ヶ月以上利用されていないものをいいます。

補助金の申請ができる方

補助金の申請には、次のような条件があります。

①または②に該当し、なおかつ③～⑤に該当する方

- ①中心市街地にある空き店舗で、営業（風俗営業法第2条第5項に規定するもの、宗教活動、政治活動を除く）すること。
- ②都市計画法に定める商業地域及び近隣商業地域に指定された区域（裏面参照）にある空き店舗で、小売業、サービス業、飲食業を営業（風俗営業法第2条第5項に規定するもの、宗教活動、政治活動を除く）すること。
- ③開店してから24ヶ月以上継続して営業すること。
- ④空き店舗所有者と同じ世帯の方または同一生計の方でないこと。
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

詳しくは、袋井市商業観光課商業観光室までお問い合わせください。

補助対象経費・補助金額

補助対象経費の3分の1を補助します。ただし、補助限度額を上限とします。
補助対象経費、補助限度額は下表のとおりです。

補助対象経費		補助限度額
店舗内外の改装費	店舗の改装を行う年度のみ、1回限り申請できます。	20万円
店舗の家賃	12ヶ月分を申請できます。ただし、月額75,000円を上限とし、敷金・礼金などは対象外です。	30万円

＜計算例＞

改装費240万円、家賃月10万円で、12月に店舗の賃借・改装工事を開始する場合

改装費 240万円×1/3＝80万円 > 補助限度額 20万円 → 補助金額 20万円

家賃

家賃 10万円 > 限度額 75,000円 → 75,000円×1/3＝25,000円（1ヶ月相当額）

【12月～翌年3月（4ヶ月）分】25,000円×4ヶ月＝補助金額 10万円

【翌年4月～11月（8ヶ月）分】25,000円×8ヶ月＝補助金額 20万円

当年度補助金額 20万円＋10万円＝30万円 翌年度補助金額 20万円

※ 翌年4月以降の家賃補助は、改めて申請が必要です。

中心市街地等とは？

下記地図の枠内が対象区域です。

都市計画法に定める商業地域・近隣商業地域については、市ホームページで確認できます。

検索「袋井市 都市計画図」 <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/17/1/toshikeikaku/1422535465667.html>

中心市街地



都市計画法に定める
商業地域・近隣商業地域(中心市街地を除く)

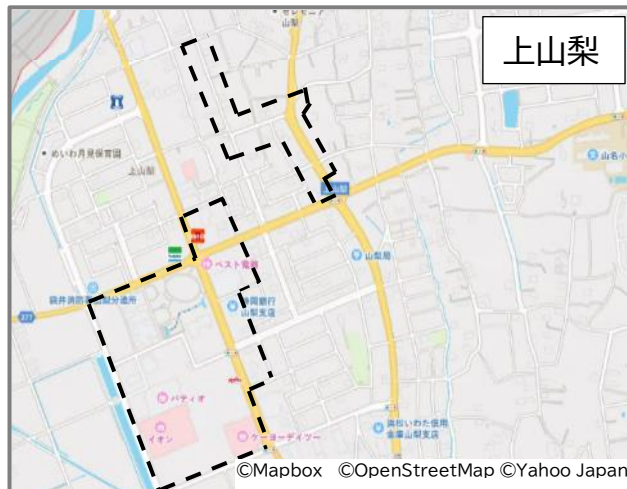
愛野駅周辺



袋井春野線周辺・川井東・新屋



上山梨



南町



清水町・小川町



問い合わせ先

袋井市産業部商業観光課商業観光室

住所：袋井市高尾 1211-1 電話番号：0538-44-3156

E-mail：kankou@city.fukuroi.shizuoka.jp